

第180号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー3月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで「1週間以内
返品可能」と言っていたマッサージ
チェアを購入した。うまく使えないため
返品を申し出たが「**通電**した商品は
返品できない。テレビ画面でも
表示している」と言われた。
番組を録画していたので
確認したところ、
最後に**小さな文字**
で**表示**されていたが、
気付かなかった。
使用しないと使い
心地は分からない。
返品したい。
(70歳代 女性)



テレビショッピング 返品条件をよく確認！

- 番組内で「返品可能」などと紹介されていても「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～

消費生活関連

3月中にウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・以前, 購入していた通販会社から, 再勧誘の電話があった。
- ・着物とかせとものなど不用品の買い取りすると電話があった。
- ・健康食品サプリメントの勧誘電話があった。
- ・飲料水の勧誘電話があったが断った。

消費生活相談員からのコメント

最近, 市役所職員を装い「保険料の還付金が発生している」との電話があり, 金融機関を装う者からも電話があり, 手続きを指示されたとの相談が数件寄せられています。

全国的に, 保険料などの還付手続きと称してATM(現金自動預け払い機)に誘導して操作を指示し, 気づいた時には預金口座から送金させられたといった還付金詐欺が多数発生しております。

大崎市では, 直接電話をかけて還付手続きのため金融機関のATMに誘導するといったことは一切ありません。市役所から電話でATMに誘導された場合は詐欺だと疑ってください。還付金をATMで返還することは絶対にありません。

このような電話があった場合, 早急に大崎市消費生活センターまたは最寄りの警察署へ連絡願います。



その他

- ・不用品の買い取りでまわっていると訪問されたが断った。
- ・いらなくなった着物やミシンを無料で引き取ると訪問されたが断った。
- ・宅配会社から荷物を預かっているとSMSでメッセージが届いたが無視した。

消費生活相談員からのコメント

「不用品を買い取る」, 「アポなしで訪問された」との報告がありました。買い取り業者は色々な品物を買取ると勧誘していますが, 真の目的は貴金属類と思われます。買い取り業者が, 事前買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり, 消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは, 「特定商取引に関する法律」で禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても, 物品を見せず, きっぱり断りましょう。

もし契約した場合でも, 契約書面に記載されている買い取り業者の名称, 連絡先などを確認してクーリング・オフができます。

買い取り業者の訪問を受ける場合は, できるだけ一人に対応せず, 信頼できる人に同席してもらい, 困ったときは, 大崎市消費生活センター又は消費者ホットライン 188 にご相談ください。

～国民生活センター 見守り新鮮情報より一部抜粋～



食品の品質表示

3月中にウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈3月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	ほうれん草	名称・産地	20	有	20
		無			0	
		苺		20	有	20
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	20	有	20
					無	0
	畜産物	牛肉	名称・産地	20	有	20
無					0	
加工食品		納豆	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・しじみの産地は、中国産が増えたようです。
- ・苺を購入する際には、パック容器の底を確認しています。たまたまかもしれませんが、8割くらいの確率で、2～3個が傷んでいました。
- ・きのこ類や葉物類が比較的安く売られていました。

消費生活相談員のコメント

3月中旬に県内を襲った地震に関連し下記のような報告がありました。

- ・製造工場の被災などでスーパーやコンビニエンスストアには惣菜類や弁当が店頭になかった。
- ・市内の数か所で断水があったためか、ペットボトルの水が「おひとり様1ケースまで」と販売をしている所があった。
- ・地震直後からガソリンスタンドでは給油する車で長蛇の列が出来ていた。

平成23年に発生した「東日本大震災」では、物流の混乱等により、満足に食料が調達できなかったという地域があり、電気、水道の復旧に長期間を要した地域もありました。こうした事態に、日頃から家庭においても最低でも3日分、出来れば1週間分程度の食料品等の備蓄が望ましいとされています。農林水産省のHP「家庭備蓄ポータル」では、備蓄食品の選び方、常に一定量の食品を備蓄されている状態を保つための「ローリングストック(※)」の方法など、災害時の備えについて情報が掲載されています。参考にしてみてもはどうでしょうか。

(※ローリングストックとは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古い物から消費し、消費した分を買い足すこと、で常に一定量の食品を家庭で備蓄されている状態を保つための方法です)



農林水産省 HP より一部引用

～編集後記～

大崎市消費生活ウォッチャーの皆様、1年間調査報告を頂きましてありがとうございました。

令和3年度の販売形態別報告では、電話勧誘販売の報告が多く寄せられました。特に生命保険会社、次いで電力供給についての勧誘電話が上位を占めました。その他、不審メールや迷惑メールの報告も増えています。不審なメールには、大手サイト名、良く知られているカード会社名・携帯電話会社・宅配業者名など、利用しているアドレスやSMSに突然、利用料の請求や利用停止メールが届きます。心当たりがなくても驚いてアクセスしてしまいがちですが、カードの基本情報や個人情報を搾取される可能性がありますので不用意にアクセスしないこと、不審なメールは開かないことが大切です。今後も日常生活の中で、迷惑な勧誘やインターネット通販など消費者トラブル等でお困りの時は、消費生活センターにご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和 4年 4月11日 発行